

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	事業の許可取消・停止命令
概要	市長は、食鳥処理業者が法律に基づく命令・処分に違反した時、人的欠格事由に該当するに至った時、許可条件に違反した時等に許可の取り消しや事業の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 8 条
処分基準	<p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》 （許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 二 第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの <p>（食鳥処理の事業の許可の取消し等）</p> <p>第八条 都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 二 第五条第一項第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったとき。 三 第三十六条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。 <p>（許可の条件）</p> <p>第三十六条 第三条又は第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>
ホームページ	
備考	